

別記様式第7号(第5条関係)

公文書不存通知書

圖 領 号
令和5年8月21日

野村 一也 様

副 町 長 金 秀 行

2023年8月7日付けで請求のありました公文書の開示について、該当公文書が存在しませんでしたので、副町情報公開条例第15条の規定に基づき通知します。

<p>1 請求に係る公文書の名称又は内容</p>	<p>JRTに対する事務を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が怪徴なものである場合を除き、作成されているはずの文書。</p> <p>1. 2019(R1)年8月26日第4回臨時会会議録で町長が発言した同年7月1日のJRTとの対応を記録した文書。なお、町幹部らは「雑談は記録しない」と公言するが、当該対応は雑談ではないので、とうぜん記録があるものと期待する。参照として、当該定例会の抜粋を添付する。</p> <p>2. 請求人が過去にJRTとのスキー場譲渡にかかる全ての打合せ記録を求めた際、町は2017(H29)年7月6日におけるJRTの自然公園法違反の対応を JRT と新聞報道の対応を協議した記録のみを開示した。しかしながら、1で求めた文書のほかにも、スキー場の譲渡契約前後に JRT との雑談以外の記録を文書化したものが存在しなければならない。それら請求人に開示していないJRTに対する町の事務を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、作成されているはずの文書すべて。なお、(一部)開示決定通知書には、請求内容全文を記載することを求める。</p>
<p>2 不存理由</p>	<p>上記開示請求文書1について、口頭での対応のため 不存。</p> <p>上記開示請求文書2について、口頭での対応及び未作成のため不存。</p>
<p>3 担 当 課 等</p>	<p>商工労働観光課</p>
<p>4 備 考</p>	<p></p>



処分についての審査請求書

2023年11月21日

蘭越町長殿

審査請求人（以下「請求人」）

氏名 野村 一也 印

電話番号

行政不服審査法第2条の規定により審査を請求する。

第1 請求人が開示を求めた公文書

2023(R5)年8月4日、請求人は、次に示す公文書の開示を求めた。

JRTに対する事務を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、作成されているはずの文書。

1. 2019(R1)年8月26日第4回臨時会会議録で町長が発言した同年7月1日のJRTとの対応を記録した文書。なお、町幹部らは、「雑談は記録しない」と公言するが、当該対応は雑談ではないので、とうぜん記録があるものと期待する。参照用として、当該定例会の抜粋を添付する。

2. 請求人が過去にJRTとのスキー場譲渡にかかる全ての打合せ記録を求めた際、町は2017(H29)年7月6日におけるJRTの自然公園法違反の対応をJRTと新聞報道の対応を協議した記録のみを開示した。しかしながら、1で求めた文書のほかにも、スキー場の譲渡契約前後にJRTとの雑談以外の記録を文書化したものが存在しなければならない。それら請求人に開示していないJRTに対する町の事務を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、作成されているはずの文書すべて。

なお、（一部）開示決定通知には、請求内容全文を記載することを求める。

第2 審査請求に係る処分の内容

2023(R5)年8月21日、蘭越町は、請求人に不存在を通知した。

第3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2023(R5)年8月21日

第4 審査請求の趣旨

- 1 第2に記載の処分を取り消す、との裁決を求める。

第5 審査請求の経緯

1 1回目の公文書開示請求

- (1) 2022(R4)年3月28日、請求人は次に示す文書を請求した。

チセヌプリスキー場の譲渡あるいは譲渡後の運営について、蘭越町がJRTの担当者と面談・通話・email・手紙ほか全ての文書。とうぜん、いずれかに次の内容が記録されていることを期待する。

1. 売買契約書の内容を決めるにあたっての協議

2. 譲渡後の運営方法に関するやり取り

なお、起案書、議事録、来庁舎対応記録、電話受信・発信報告書ほか全ての記録文書をもれなく開示することを求める。

- (2) 2022(R4)年4月6日、蘭越町は一部開示を決定した。

しかしながら、JRTの担当者との面談・通話・手紙ほか全ての文書として、開示されたのは、JRTの自然公園法違反への対応を協議した議事録のみであった。

2 2回目の公文書開示請求

- (1) 2022(R4)年4月25日、請求人は、次に示す文書を請求した。

<請求の経緯>

1 請求人は2022年3月28日に次に示す文書の開示を求めた。

チセヌプリスキー場の譲渡あるいは譲渡後の運営について、蘭越町がJRTの担当者と面談・通話・email・手紙ほか全ての文書。とうぜん、いずれかに次の内容が記録されていることを期待する。

1.1 売買契約書の内容を決めるにあたっての協議

1.2 譲渡後の運営方法に関するやり取り

なお、起案書、議事録、来庁舎対応記録、電話受信・発信報告書ほか全ての記録文書をもれなく開示することを求める。

2 2022(R4)年4月6日、蘭越町は一部開示を決定し、4月7日に庁舎内で開示がなされた。しかし、担当した観光課の水上課長は、請求文書が「チセヌプリスキー場の譲渡あるいは譲渡後の運営

について」とされているにもかかわらず、「チセヌプリスキー場譲渡後の文書」のみを開示した。

3 請求人は、開示のやり直しを求め、4月13日に再開時が実施された。しかしながら、とうぜん存在するはずの下記に示す文書が含まれていないので、再請求する。

<請求する文書>

1 売買契約書の内容を決めるにあたっての協議

1.1 売買契約書の内容を取り決めるにあたって、蘭越町とJRTとの協議内容を記録した文書。

1.2 蘭越町が川村弁護士に売買契約書の作成を依頼した文書。

※公開された2016年8月24日付けemail(川村弁護士が売買契約書を山内総務課長に送付)の前には、とうぜん、山内総務課長が川村弁護士に対し、指示する文書が存在する。

2 譲渡後の運営方法に関し、蘭越町とJRTとの協議内容を記録した文書。

3 2022年3月28日の請求の対象となる文書のうち、蘭越町文書管理規定第41条および第44条の規定により廃棄された文書がある場合、廃棄簿冊目録の当該文書廃棄の記録箇所。

(2) 2022(R4)年5月6日、蘭越町は、請求人に対し、不存在を通知した。

上記1.1の請求文書について、4月13日開示実施においてすべての文書開示したので、不存在。

上記1.2の請求文書について、4月13日開示文書以外は口頭での対応のため、不存在。

上記2の請求文書について、4月13日開示実施においてすべての文書開示したので、不存在。

上記3の請求文書について、廃棄した文書が無いため、不存在。

3 3回目の公文書開示請求

(1) 2023(R5)年8月4日、請求人は、蘭越町とJRTの協議内容を記録した文書を再請求した。

JRTに対する事務を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、作成されているはずの文書。

1. 2019(R1)年8月26日第4回臨時会会議録で町長が発言した同年7月1日のJRTとの対応を記録した文書。なお、町幹部らは、「雑談は記録しない」と公言するが、当該対応は雑談ではないので、とうぜん記録があるものと期待する。参照用として、当該定例会の抜粋を添付する。

2. 請求人が過去にJRTとのスキー場譲渡にかかる全ての打合せ記録を求めた際、町は2017(H29)年7月6日におけるJRTの自然公園法違反の対応をJRTと新聞報道の対応を協議した記録のみを開示した。しかしながら、1で求めた文書のほかにも、スキー場の譲渡契約前後にJRTとの雑談以外の記録を文書化したものが存在しなければならない。それら請求人に開示していないJRTに対する町の事務を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、作成されているはずの文書すべて。

なお、(一部)開示決定通知には、請求内容全文を記載することを求める。

(2) 2023(R5)年8月21日、蘭越町は、請求人に対し、不存在を通知した。

上記開示請求文書1について、口頭での対応のため、不存在。
上記開示請求文書2について、口頭での対応及び未作成のため、不存在。

第6 審査請求の理由

1 公文書管理の方法を規定する法令

公文書管理法第四条1項は、「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と定めている。

そして、第五号には「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」がその対象となることが規定されている。

蘭越町が公有財産であるチセヌプリスキー場の施設および敷地の賃借権の売買は、同法同条同号に該当するものであるから、蘭越町は、公募の結果として、JRTを選定したのち、運営方法や契約条件につ

いて、詳細の打ち合わせを繰り返した後に契約に至るはずである。しかしながら、蘭越町は、3度実施した請求人の公文書開示請求において、運営方法や契約条件に関するJRTとの議事録の不存在を主張している。

2 蘭越町は売買契約に至るまで一切の議事録を残していない

3回目の開示の対象文書は、2019(R1)年8月26日に開催された第4回臨時会会議録において、蘭越町とJRTとの面談内容が示されていたことから、とうぜん面談の記録が存在すると予想して請求したものである。

当該議事録に記録された蘭越町とJRTとの面談内容は、スキー場の運営にかかる重大なことであり、それを記録に残さない理由は想定できない。

なお、蘭越町副町長山内勲と教育委員長小林俊也（前総務課長）は、請求人の取材に対し「担当者が雑談とみなした場合、議事録を作成しない」旨を公言している。

山内勲と小林俊也が主張するように、JRTとの議事録の不存在が、蘭越町職員がその面談を雑談とみなしたことを理由に作成されていないのであれば、JRTの譲渡契約は、雑談のみで契約の骨子等が決められたことになる。

3 秘匿の可能性または公文書管理の重篤な問題

以上の考察から、請求人は、蘭越町が作成したものを隠していると推測せざるを得ない。

もし、本当に蘭越町が請求人の求める議事録を「担当者が雑談とみなした」といった程度の理由で作成していないとしたら、それは町民の知る権利を棄損するものである。請求人は、蘭越町の職員らによる公文書管理の方法に重篤な問題を感じている。

第7 処分庁の教示の有無およびその内容

次の教示があった。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。

第8 添付書類等

1) 2023年8月21日付け公文書不存在通知書

- 2) 2023年8月4日付け公文書開示請求書
含む令和元年（2019年）蘭越町議会 第4回臨時会会議録
- 3) 2023年5月6日付け公文書不存在通知書
- 4) 2023年4月25日付け公文書開示請求書
- 5) 2023年4月6日付け公文書不存在通知書
- 6) 2023年3月28日付け公文書開示請求書
- 7) 2022年4月13日に唯一公開された議事録

以上



令和6年2月1日

審査庁 様

蘭越町長 金 秀 行

弁 明 書

審査請求人野村一也氏（以下「請求人」という。）が令和5年11月21日に提起した処分についての審査請求書についての審査請求に関し、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求めます。

2 本件処分に至るまでの経緯

(1) 令和5年8月4日請求人から、JRTに対する事務を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、作成されているはずの文書。【1】2019（R1）年8月26日第4回臨時会会議録で町長が発言した同年7月1日のJRTとの対応を記録した文書。なお、町幹部らは、「雑談は記録しない」と公言するが、当該対応は雑談ではないので、どうぜん記録があるものと期待する。参照用として、当該定例会の抜粋を添付する。【2】請求人が過去にJRTとのスキー場譲渡にかかる全ての打合せ記録を求めた際、町は2017（H29）年7月6日におけるJRTの自然公園法違反の対応をJRTと新聞報道の対応を協議した記録のみを開示した。しかしながら、【1】で求めた文書のほかにも、スキー場の譲渡契約前後にJRTとの雑談以外の記録を文書化したものが存在しなければならない。それら請求人に開示していないJRTに対する町の事務を合理的に跡付け、又は検証できることができるよう、作成されているはずの文書すべて。なお、（一部）開示決定通知には、請求内容全文を記載することを求める。の開示請求が行われた。

(2) 令和5年8月21日実施機関は請求に対して、不存在とする旨通知した。

3 本処分の理由

これまで請求人へ開示した文書以外、口頭での対応及び文書未作成のため不存在と判断したためである。